

# アサマNEWS

# パート六

1993-1 NO. 32

## 食品衛生 講座

### 32. HACCP監視（管理）方式

—最近世界的に注目されている自主衛生管理・監視方式—

#### 【その6】HACCPのケース・スタディー かまぼこ類製造への適用例

前号までに4回にわたってHACCP方式の歴史、性格やHACCP計画を立てる際の手引きなどについて解説してきた。HACCP方式は従来の経験や勘に頼ってきた衛生管理方式と違って、合理的でかつ容易に実施できる化学的管理・監視方式としてWHOをはじめ国際的に高く評価されている。今回は、魚肉ねり製品—かまぼこ類を例としてHACCPの適用の仕方について述べよう。

#### 1. 魚肉ねり製品の生産動向と食品衛生

魚肉ねり製品は、本来魚肉ハム・ソーセージを含めた総称であるが、ここではかまぼこ類、ことに蒸しかまぼこを対象として取り上げる。かまぼこ・ちくわ類はわが国の伝統食品で古くから日常食品として広く親しまれてきた。ねり製品の生産量は昭和49年の129万tをピークにAF2禁止の影響で一時はかなり減少したが、最近水産物が健康志向から見直され、またカニ足・カニ棒などの新製品の登場、低温流通の整備と衛生技術の進歩等により消費が回復の方向に向かい、年産100万t近くに達している。

戦後昭和30年半ば頃までねり製品による細菌性食中毒事故がかなり多く発生した。しかし、食品衛生法による規格基準の設定、保存料、包装材料の進歩、さらに近年低温流通機構の整備等により食中毒事故は激減した。因に、昭和30～40年代の食中毒統計を見ると、魚肉ねり製品による食中毒は年間20～60件、患者数で700～1,500人程度発生していて、これは原因食品判明件数の2～4%、患者数では3～5%に相当する。これら食中毒の病因物質はサルモネラ、黄色ブドウ球菌および腸炎ピブリオで、大部分は製造以降の保存・流通段階での二次汚染によるものであった。例外的な事例であるが、昭和43年に宮城、岩手両県で「さつま揚げ」により患者数607名、うち4名が死亡するという大規模サルモネラ食中毒が発生した。この事件は塩竈市内の某かまぼこ店の工場で、

原料すり身がサルモネラで汚染され、さらに油で揚げるときの加熱不十分が加わり、製品中に菌が生き残ったため中毒が発生したものと判明した。最近5年間（昭和62～平成3年）の食中毒統計を見ると、魚肉ねり製品による食中毒は5年間の合計件数13件、患者数は703名である。これは全原因食品判明細菌性食中毒の中で件数では0.47%、患者数では0.6%を占めるに過ぎない。

#### 2. 食品衛生法によるかまぼこ類の成分規格と製造・保存基準および添加物

魚肉ねり製品なかまぼこ類に適用される食品衛生法による成分規格および製造・保存基準の要点を表1にまとめて示した。また、魚肉ねり製品に使用できる添加物とその規制を表2に示した。

表1 かまぼこ類の成分規格および製造・保存基準

	規格基準の要点
成分規格	大腸菌群：陰性
製造基準	(1) 製造に使用する魚類、洗浄水、調理器具、解凍場所などは衛生的でなければならない。 (2) 使用する砂糖、デンプン、香辛料等は、耐熱性菌総数（芽胞菌数）が $10^7/g$ 以下。 (3) 加熱殺菌条件： ① 特殊包装かまぼこ（ケーシング詰かまぼこ、リテーナー包装かまぼこ）： $80^{\circ}C$ 、20分間加熱、またはこれと同等以上の効力を有する方法による殺菌 ② その他の魚肉ねり製品： $75^{\circ}C$ に保って加熱する方法またはこれと同等以上の効力を有する殺菌
保存基準	$10^{\circ}C$ 以下で保存。 但し、① $120^{\circ}C$ 、4分間加熱する方法、②水分活性0.94以下の製品、③pH5.5以下の製品は除外される。ただ実際的に、一般のかまぼこ・ちくわ類は除外例には該当しないので、 $10^{\circ}C$ 以下で保存。

表2 かまぼこ類に使用される添加物と食品衛生法上の規制

添加物名	化学物質名	使用基準	使用目的
保存料	ソルビン酸、ソルビン酸カリウム	ソルビン酸として2g/kg以下	保存性向上
甘味料	サッカリンナトリウム	最大残存量0.3g/kg	甘味料
結着剤	ポリリン酸カリウム、ポリリン酸ナトリウム	—	品質（足）の改良
着色料	タール系色素（赤色106号、黄色5号等）	—	色相改良
調味料	グルタミン酸ナトリウム、5'-イノシン酸ナトリウムなど	—	—

なお、昭和63年7月に食品添加物表示の規制が改正され、合成添加物のほか、従来表示の義務のなかったいわゆる天然添加物についても、平成3年6月30日以降表示が義務づけられることになった。

#### 3. かまぼこ類の腐敗・変敗とその原因菌

かまぼこ類の腐敗・変敗の様相は包装形態によって違ってくる。すなわち、むき出しや簡易包装で流通する多くの製品と、耐熱性フィルムで包装し二次殺菌した製品（特殊包装かまぼこ）では製品の保存性と腐敗原因菌には大きな差が見られる。ここでは腐敗・変敗しやすい簡易包装かまぼこ・ちくわ類の腐敗・変敗原因菌を取りまとめたのが表3である。

#### 4. かまぼこ類原材料のHA（危害分析）

かまぼこ類原材料のHAを表4に示した。





